

第3号様式（第6条第1項関係）

| 市長 | 副市長 | 部長 | 課長 | 主幹・副主幹 | 主査・主査補 | 班員 |
|---------|-----|----|----|--------|--------|----|
| | | | | | | |
| 付議・報告部課 | | | | | | |

平成29年10月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年10月18日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

保育課 松丸課長、片桐主査

3 件名

複合型子育て支援施設の誘致と幼稚園における預かり保育の拡充について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・賃借料について、国・県補助以外の財源があるか。
⇒一部保育事業者に転貸するため、保育事業者の負担分がある。

・幼稚園が認定こども園に移行した場合に見込んでいた経費を充てるとのことだが、同等の効果が見込めるか。
⇒認定こども園への移行が難しい現状の中、3歳児から5歳児の待機児童の解消に関し、同等の効果を見込んでいる。

・幼稚園の空き状況は。
⇒全体の定員に対し約3割空いている状況である。

・幼稚園の預かり保育の拡充は何園ほど見込んでいるか。
⇒地域型保育事業の連携施設となる幼稚園分を見込んでいる。既に地域型保育事業所が2園あり、さらに小規模保育事業所が1園追加されるため、2園から3園の幼稚園で預かり保育を拡充し連携施設となることを見込んでいる。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

別 記

第 1 号様式その 1（第 4 条第 4 項関係）

平成 29 年 10 月 12 日

付議書（行政経営戦略会議）

部 課 名（ 保 育 課 ）

1 件名

複合型子育て支援施設の誘致と、幼稚園における預かり保育の拡充について

2 目的

待機児童を解消するとともに、既存の保育所・幼稚園を有効活用した魅力的な子育て環境を創出する。

3 効果

待機児童の解消及び幼児教育を受ける機会の拡大、拠点でのにぎわい創出

4 現状と課題

平成29年4月は10名の待機児童が発生し、その後も増加している。今後もピークとなる平成32年度まで保育量は増える見込みであり、受け皿の拡大が必要である。

5 対応

中心都市拠点の地区計画区域に特に待機児童が多い0-2歳児の受け皿となる小規模保育事業所の整備（誘致）するとともに、幼稚園での保育需要の受け入れが可能となる送迎拠点を整備し、保育需要の受け皿拡大を図る。

また、0-2歳児を対象とした小規模保育所等の地域型保育事業の卒園児を受け入れる幼稚園において、保育所並の開所時間・開所日数を実現するため、預かり保育の拡充を行う。

6 スケジュール

別添のとおり

7 その他

| |
|--|
| |
|--|

8 関連情報

| | | | | |
|-------|------------------|----|-------|---|
| 関係法令等 | 児童福祉法、子ども・子育て支援法 | | | |
| 関係課 | 都市計画課 | | | |
| 予算措置 | 事業費 | 会計 | 款 項 目 | 円 |
| | 特定財源 | | | 円 |

複合型子育て支援施設の誘致と、 幼稚園における預かり保育の拡充について

待機児童対策の3つの柱

- 1 既存保育所の定員・受入枠の増
- 2 民間保育施設等の誘致
- 3 幼稚園での保育需要の受け入れ

実現の具体策として

(1) 連携事業による複合型子育て支援施設の誘致

(2) 特定の幼稚園（連携施設）での預かり保育の拡充

(1) 複合型子育て支援施設について

【実施する事業】

- ① 送迎ステーション事業（一時預かり事業）
- ② 小規模保育事業

【事業イメージ】

別添参照

【事業の効果】

- ① 送迎ステーション事業（一時預かり事業）
 - 幼稚園が開所していない日や開所していない時間の預かりをステーションで行い、幼稚園への送迎は幼稚園側で行うことで、相互補完的な機能を発揮し、幼稚園での保育需要の受け入れが可能となる。
 - 幼稚園での保育需要の受け入れを可能とすることで、3歳児以降の待機児童を解消できる。（将来的には2歳児まで拡大を見込む）

○各幼稚園での預かり保育を拡充するのではなく、送迎ステーションでの預かりにより 1 カ所に集約することで、より効率的な実施が可能となる。また、市の委託事業として実施することで、幼稚園の利用に係る費用を保育所並に抑制できる。

○両親ともにフルタイム勤務でも、幼児教育を受けられることになり、教育志向の高い層への PR 効果が大きい。

② 小規模保育事業

○重点戦略事業及び子ども・子育て支援事業計画にも整備を位置付けており、特に待機児童の多い 0 歳児から 2 歳児の待機児童の解消に効果がある。

○あらかじめ市内の保育施設及び幼稚園を連携施設とし、連携施設となる幼稚園については預かり保育の拡充を推進することで、小規模保育事業所へのフォローや 3 歳児以降の保育についても安心して利用できる。

【利便性の高い場所への誘致（都市計画課との連携による誘致）】

○子ども・子育て支援事業計画の見直しを行った際、小規模保育事業所と拠点となる子育て支援施設を利便性の高い場所に誘致するとしている。

また、総合計画においては、「利便性の高い場所での保育機会の確保」について、福祉分野と都市分野が連携することで、より高い効果を発揮することを目指すとしている。

○利便性の高い場所として、駅周辺や中心都市拠点、生活拠点などが考えられるが、これら拠点等づくりを具現化する際、連携して実施できる重点戦略事業等の事業がないか協議を行った結果、都市計画課と連携し中心都市拠点に子育て支援施設の積極的な誘致を図ることとなり、2 課において協議を重ねてきた。

○具体的には中心都市拠点の拠点づくりの手法として地区計画制度を活用できることとなったが、根公益的施設誘導地区地区計画の提案において、保育・子育て支援施設の建設を可能とし、当該建築物を市が借り上げ一部転貸することにより、市に必要な効率的な子育て支援事業を実施するもの。

○現在保育園を利用する保護者に対する調査では、保護者の園への送迎や、送迎する保護者の通勤手段は車が最多の手段となっている。総合計画の将来都市構造においてコンパクトでにぎわいのある拠点と位置付けている中心都市拠点内の当エリアは、地域間幹線道路である 2 路線に面しており、広域幹線道路である国道 464 号線からも容易にアクセスできる立地であり、車での送迎において利便性の高い立地といえる。

(2) 預かり保育の拡充について

【実施する事業】

- 小規模保育事業や事業所内保育事業など、0歳児から2歳児を対象とした地域型保育事業を行う保育施設の卒園児を受け入れる「連携施設」となる幼稚園において、卒園後も必要な保育を提供できるよう、預かり保育の実施時間・実施日を拡充する事業。

【事業イメージ】

別添参照

【事業の効果】

- 保育所の申込率が上昇している一方で、幼稚園の申込率は減少しており、定員割れが生じている園もあるため、既存の幼稚園を有効的に活用できる。
- 現在保育所だけで、地域型保育事業所の3歳児以降の受け皿となることが困難であり、幼稚園が受け皿に加わることで、安定的な3歳児以降の保育を提供できる。
- 預かり保育を拡充し、保育所並の保育時間を実現することで、一園あたり約18人の保育需要の受け入れが可能となり、3歳児以降の待機児童の解消、発生の防止に効果がある。
- 送迎ステーションの利用による幼稚園利用とともに、0-2歳児までは保育、3歳児からは幼児教育も受けられる環境を創出し、教育志向の高い層へのPRとなる。

(3) 財源について

- 重点戦略事業に係る待機児童対策費において、事業実施のために5年間で必要とした事業費の範囲で実施する。
- 小規模保育事業については、当初より事業費を見込んでおり、計画どおり実施するもの。
- 送迎ステーション事業（一時預かり事業）と、連携施設となる幼稚園での預かり保育の拡充事業については、「幼稚園での保育需要の受け入れ」を推進するために改めて具体的に提案するものだが、同じ目的である「幼稚園の認定こども園への移行」を取りやめることにより、認定こども園の運営にかかるコストを当事業に充当することとする。

(4) スケジュールについて

複合型保育施設については、事前協議や工期の調整により前後するが、最短でH31年4月から開始

事業イメージ

複合型保育施設

- ①送迎ステーション事業(一時預かり事業)、
- ②小規模保育事業を行う施設

① 送迎ステーション事業(一時預かり事業)【市委託事業】

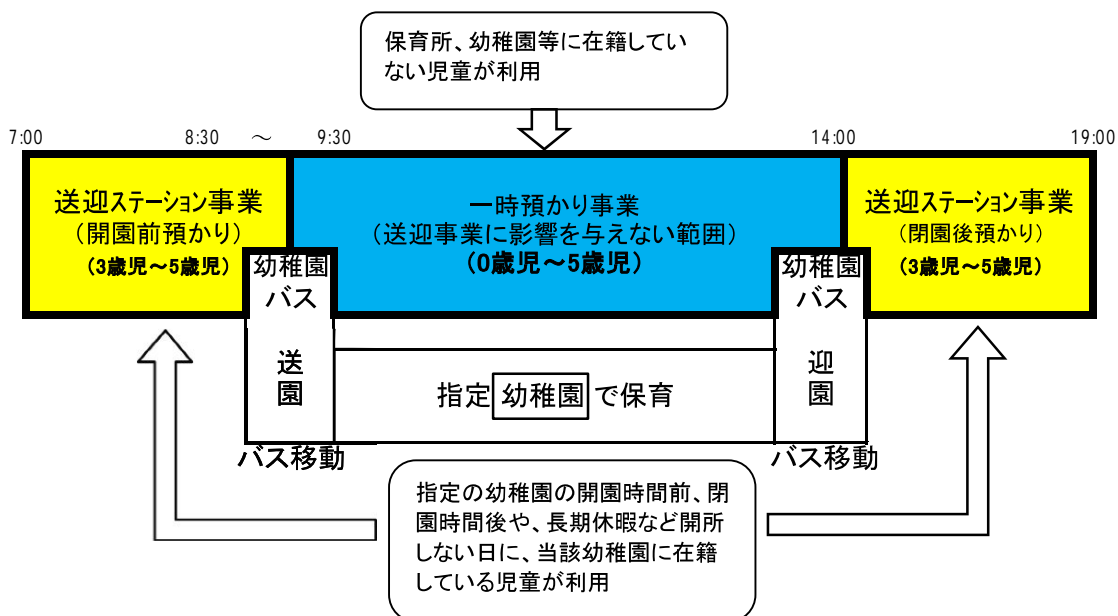
【事業概要】

送迎ステーション事業 : 保護者が働きながら幼稚園の利用を可能とするため、幼稚園の開園前や閉園後に保育を提供する事業。

【3歳～5歳:定員20名】 当施設を拠点とし、幼稚園への送迎は幼稚園バスが行う。また、長期休暇中など、幼稚園の休園時には一日保育を提供する。

一時預かり事業 : 主として、保育所、幼稚園等に通っていない児童を対象とし、一時的に家庭での保育が困難な場合や、

【0歳～5歳】 育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、一時的に保育する事業。



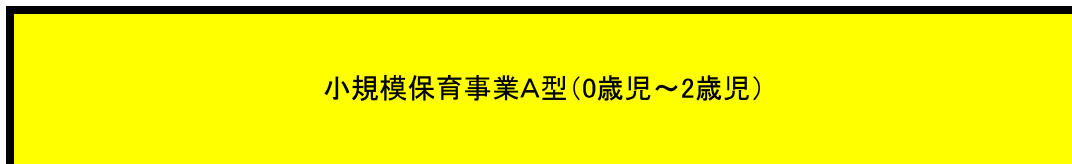
② 小規模保育事業【民間事業】

【事業概要】

小規模保育事業 : 市が認可する地域型保育事業の一つで、特に待機児童の多い0歳児～2歳児の保育を行うもの。

【3歳～5歳:定員18名】 原則として連携施設を設定することが必要で、連携施設において、3歳児以降の保育を行う。

7:00 19:00



(卒園後(3歳児以降))

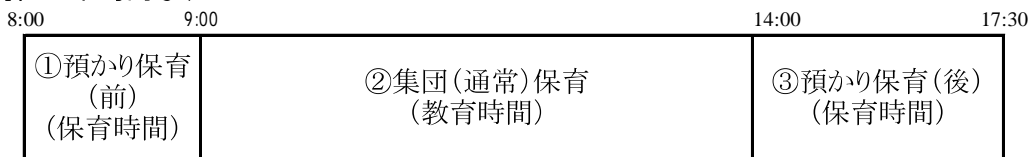
連携施設となる保育所や幼稚園等へ転園

幼稚園(連携施設)での 預かり保育の拡充

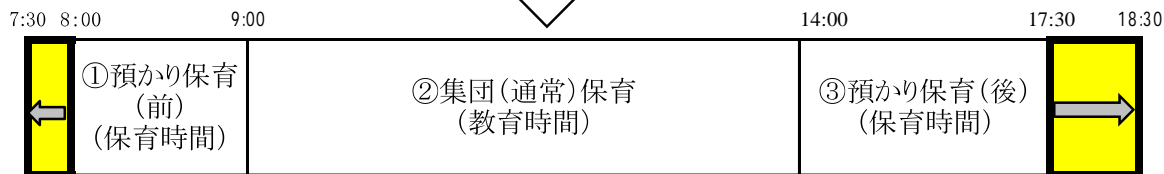
【事業概要】 : 現在、各幼稚園で預かり保育は実施しているが、保育所等と比較すると、実施時間や実施日が少ないため、働きながら利用することが困難である。そのため、小規模保育事業等の地域型保育事業の卒園後の受け皿となる連携保育施設の幼稚園については、保育所並の開所時間、開所日数を実現することで、保育需要の受け入れを推進するもの。

① 長期休暇以外

現在の平均的なケース



拡充後

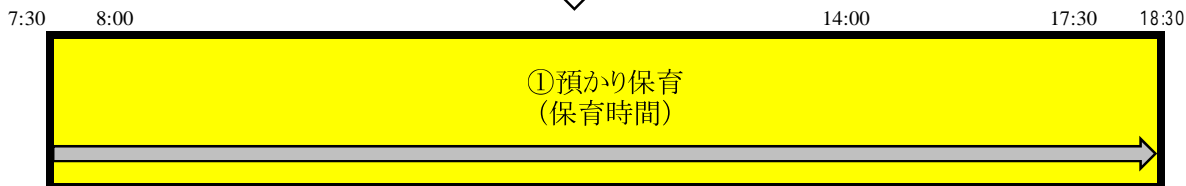


② 長期休暇

現在のケース

・実施していない
・実施していても短時間

拡充後



★ 拡充後は、日常的な預かり保育の利用により、保育料が保育所等と比較し極端に高額にならないよう上限を設定

まちづくりの重点戦略と各分野の関係

| 前期基本計画 【まちづくりの重点戦略】 | | 【各分野】 | | | | | |
|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 健康・福祉 | 学習・教育 | 産業・雇用 | 環境・自然 | 地域・安心 | 都市・交通 |
| ※緑丸は、各分野に特に関連が強い取り組み、白丸は、関連のある取り組みであることを示しています。 ※各取り組みの実施にあたっては、白丸のついている各分野が連携することで、より高い効果を発揮することを目指します。 | | | | | | | |
| 戦略1 若い世代定住プロジェクト | 1-1 ゆとりある暮らしを支えるまちづくり | | | | | | |
| | (1) 若い世代が魅力を感じるゆとりある住環境整備の促進 | | | | | ○ | ● |
| | (2) 子ども連れで外出しやすい道路や公園・広場などの機能整備 | | | | ○ | ○ | ● |
| | (3) みどりや文化資源などを活用した魅力ある暮らしの促進 | | ○ | | ● | | |
| | 1-2 働く場を生み出すまちづくり | | | | | | |
| | (1) 工業団地などにおける市民の雇用拡大 | | | ● | | | |
| | (2) 異業種・異分野間のネットワークづくりによる交流・連携の支援 | | ○ | ● | | ○ | |
| | (3) 未利用地や幹線道路沿道等における開発誘導 | | | ● | | | ○ |
| | (4) 起業希望者に対する支援のしくみづくりや起業を意識した学習機会の提供 | | ● | ● | | | |
| | 1-3 子育てしたくなるまちづくり | | | | | | |
| | (1) 利便性の高い場所での保育機会の確保 | ● | | | | | ○ |
| | (2) 子育てに係る経済的負担の軽減 | ● | | | | | |
| (3) 地域での親や子どもたちの居場所づくりや子育て支援のしくみづくり | ● | | | ○ | ○ | | |
| (4) 児童・生徒の個性に応じた学力向上など生きる力を育む教育の推進 | | ● | | | ○ | | |
| 戦略2 みどり活用プロジェクト | 2-1 「魅せる農」のまちづくり | | | | | | |
| | (1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援 | | ○ | ● | | | |
| | (2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化 | | | ● | | ○ | |
| | (3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり | | ○ | ● | | | ○ |
| | (4) だれもが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり | | ○ | ● | | | |
| | 2-2 みどりが価値を生み出すまちづくり | | | | | | |
| | (1) 地域での環境保全や創出の取り組みとしてのグラウンドワークの推進 | | | | ● | ● | |
| | (2) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進 | | ● | | ● | ○ | |
| | 2-3 みどりがつながるまちづくり | | | | | | |
| (1) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用 | ○ | | | ● | ○ | ● | |
| (2) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援 | | | | ● | ● | | |
| 戦略3 拠点創造プロジェクト | 3-1 都市拠点がにぎわうまちづくり | | | | | | |
| | (1) 市役所・白井駅周辺や西白井駅周辺などでの地域特性に合わせたにぎわいづくり | | | ● | | | ● |
| | (2) 工業団地への産業機能の集積に向けた環境整備 | | | ● | | | ● |
| | 3-2 地域拠点がにぎわうまちづくり | | | | | | |
| | (1) 小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進 | | | | | ● | |
| | (2) 市内の様々な場における世代に関係なく利用できる居場所や交流の場づくり | ● | | ○ | ○ | ○ | ● |
| | (3) 地域の人が地域の人のために身近な生活サービスを提供する地域拠点づくり | ● | | ● | | ○ | ○ |
| | (4) 地域の人や団体を活かした生きがいづくりや健康づくりの場の充実 | ● | ● | | | ○ | |
| | 3-3 拠点がつながるまちづくり | | | | | | |
| (1) コーディネーターの発掘・育成 | ● | ○ | | | ● | | |
| (2) 都市拠点と各地域を結ぶ道路ネットワークの整備 | | | | | ○ | ● | |
| (3) 利便性の良い交通ネットワークの確保 | ○ | | | | ○ | ○ | |

印西市計画地区計画の決定（白井市決定）

都市計画根公益的施設誘導地区計画を次のように決定する。

| | |
|--------------------|--|
| 名称 | 根公益的施設誘導地区計画 |
| 位置 | 白井市大字根の一部の区域 |
| 面積 | 約 3.4ヘクタール |
| 地区計画の目標 | 本地区は、白井市都市マスタープランにおいて、「中心都市拠点」の「公益的施設誘導地区」に位置づけられている市街化調整区域に位置する。 本地区計画は、「公益的施設誘導地区」に示された「行政・福祉・医療地区」の集積こともなり来訪者の増加に対応した、にぎわいと交流が形成される施設の立地の誘導を可能にする一定規模の計画的な開発行為により、にぎわいと交流及び地域振興等に寄与する施設等を誘導し、周辺環境と調和した中心都市拠点を形成することを目標とする。 |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 1. 土地利用の方針 本地区の西側の区域においては、生活利便機能等の施設の立地の誘導を行い、にぎわいと交流をめざす。 また、東側の区域においては、保育・子育て支援機能等及びスポーツ・レクリエーション機能等の施設の立地の誘導を行い、子育て世代の支援と地域に密着したスポーツの発展をめざす。 2. 建築物等の整備の方針 土地利用の方針の内容により、建築物等の用途の制限を行うとともに、生活利便機能等、保育・子育て支援機能等及びスポーツ・レクリエーション機能等の施設に連携に配慮した整備を行うため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を行う。 また、魅力ある空間の確保のため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及びかき又は柵の構造の制限を行う。 |

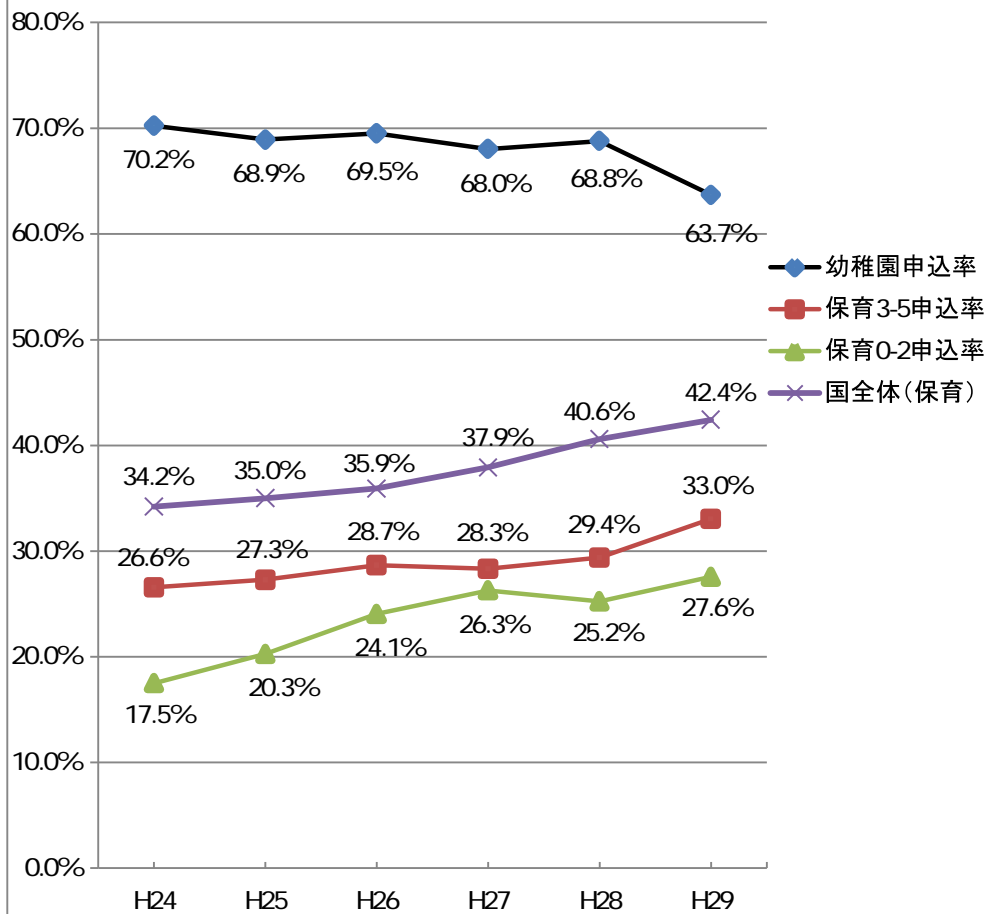
「区域、地区整備計画区域は、計画図表示のとおり。」

根公益的施設誘導地区整備計画書

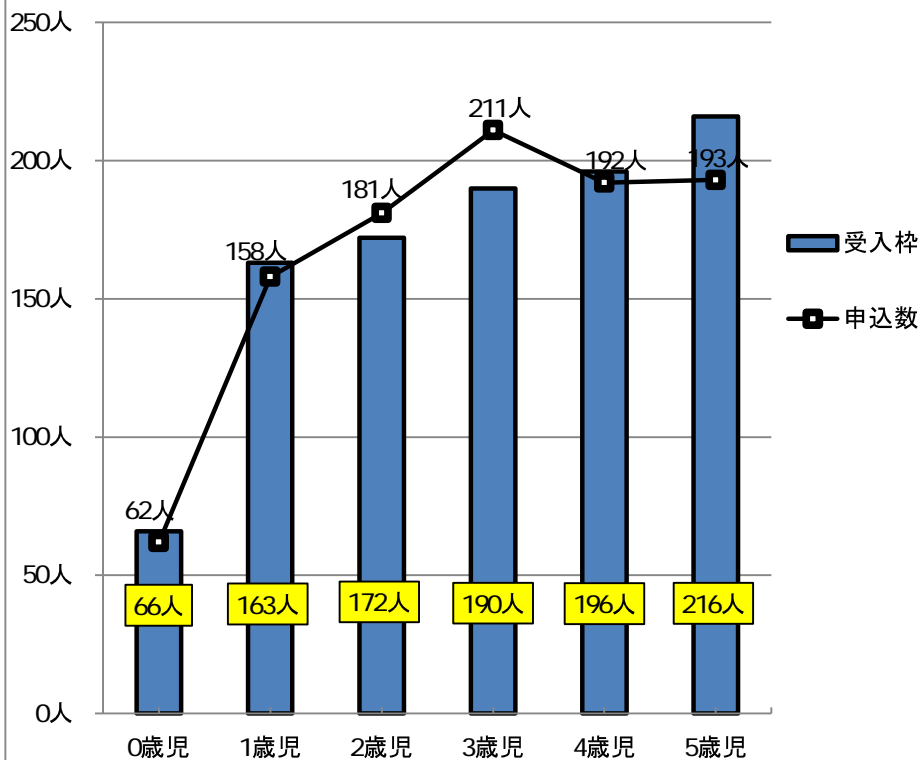
| | | |
|---------------------|---|--|
| 地区整備計画 | 地区の名称 | 根公益的施設誘導地区 |
| | 地区の面積 | 約 3.4ヘクタール |
| 建築物等に關する事項 | 建築物等の用途の制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店等その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以下のもの (2) 屋内アネキス施設 (3) 子育て支援施設 (4) 前各号に掲げる建築物に付属するもの |
| | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 10分の20 |
| 建築物の敷地面積に対する割合の最高限度 | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 10分の6 |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | (建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の7) 2,000平方メートル |
| 壁面の位置の制限 | ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、5メートル以上とする。 隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1メートル以上とする。 建築物の外壁又はこれに代わる柱並びに屋根の色彩は、原則として原色を避け、周辺の景観に調和した落ち着いた落ち着きのある色調とする。 屋外広告物等については、設置場所を限定するとともに、建物と一体的なものとす | |
| かき又は柵の構造の制限 | 隣地及び道路に面するかき又は柵の構造は、地区の景観に配慮したものとす。 | |

「区域、地区整備計画区域は、計画図表示のとおり。」

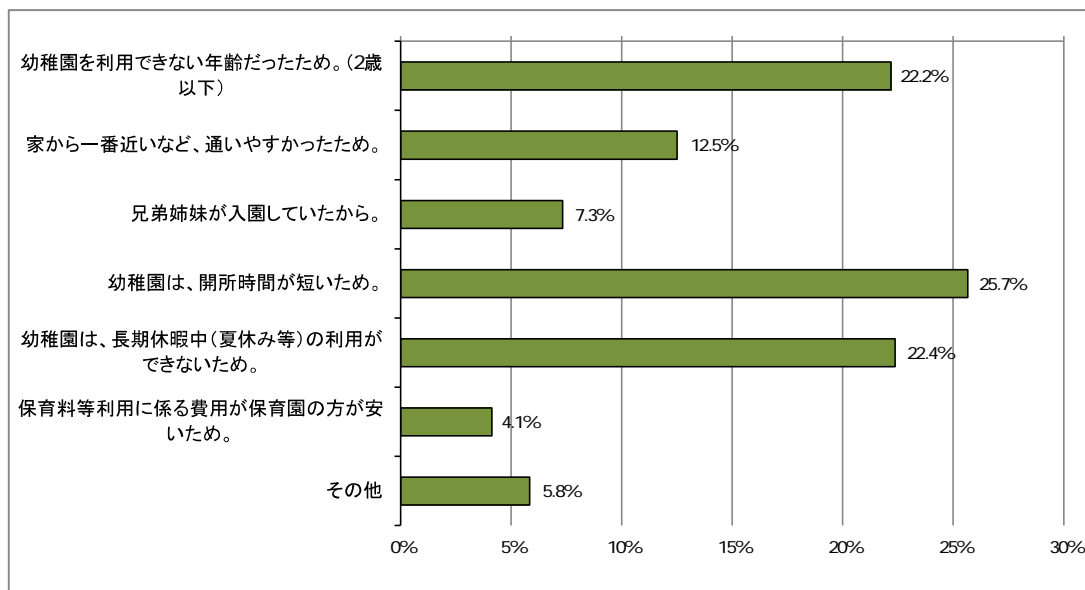
保育園申込率と幼稚園申込率の推移



H29年度における保育園の申込数と受入枠



○ 幼稚園ではなく、保育園を選んだ理由は何ですか。(複数回答可)

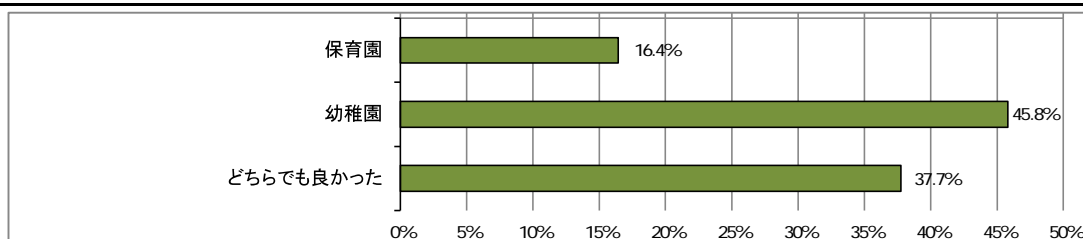


「幼稚園は、開所時間が短いため」が25.7%と最も多く、次いで「幼稚園は、長期休暇中(夏休み等)の利用ができないため」が22.4%、「幼稚園を利用できない年齢だったため(2歳以下)」が22.2%となっています。年齢や立地的要件以外に、働きながら幼稚園を利用できない理由として、開所日数・開所時間の少なさが大きな要因であることが分かります。

○ 「年齢」、「家からの近さ」、「兄弟姉妹と同じ園」以外の理由とした保護者に伺います。

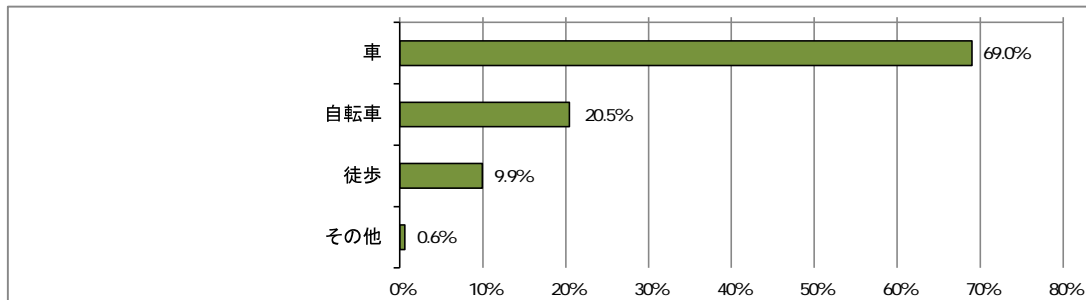
(どれかひとつに○をしてください)

年間を通じ、開所日数・開所時間・費用が保育園と同等だった場合、どちらを選びましたか。



「幼稚園」が45.8%と最も多く、次いで「どちらでも良かった」が37.7%となっています。

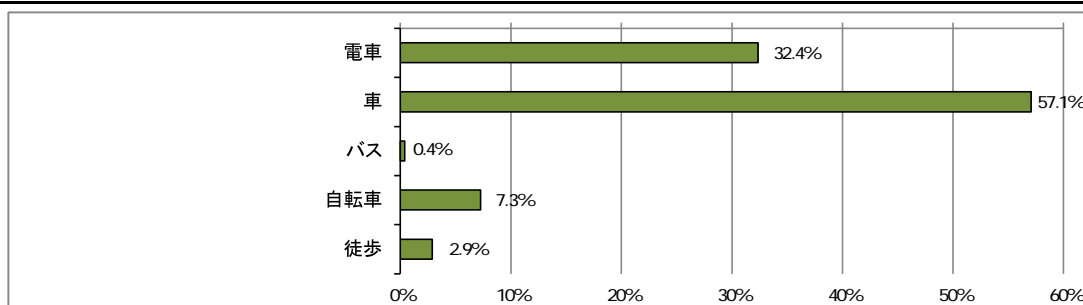
○ 保育園への送迎手段について伺います。(主な手段についてどれか一つに○をしてください)



「車」が69.0%と最も多く、次いで「自転車」が20.5%となっています。

○ 主に送迎を行う方の職場への交通手段について伺います。

(主な交通手段についてどれか一つに○をしてください)



「車」が57.1%と最も多く、次いで「電車」が32.4%となっています。